

市民憩いの広場利用申込書

令和 年 月 日

狭山市長

〒

(申込者) 住所 狭山市

刀がナ

氏名

電話番号

下記の注意事項を遵守の上、市民憩いの広場（市民農園）の利用を申し込みます。

利用申込者	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	希望広場名	第1希望	第2希望		
	現在利用中の区画 (継続利用の方)	広場名	区画番号		

広場一覧

広場名	場所	広場名	場所
柏原	土橋バス停北	北入曾	東亜D K K西
南入曾第1	新入曾橋東	新狭山	新狭山小学校北
南入曾第2	新入曾橋東	笹井	鷺宮製作所北

広場の利用に関する注意事項

- 下記のいずれかに該当し広場の利用を取り消されたときは、原状に戻していただきます。
 - 野菜の栽培以外に利用したとき。
 - 承認を受けた区画の手入れ（雑草）を1カ月以上放置したとき。
 - 広場内に工作物を造ったとき。
 - 他人の迷惑になる行為をしたとき。
 - 広場を転貸したとき。
 - 指定された区画からはみ出して耕作をしたとき。
 - 利用料を指定する期日までに納入しないとき。
 - その他市民憩いの広場の管理上支障があると認められるとき。
- 駐車場はありませんので、車での来場は禁止します。
- 作物の不要部分や耕作に要した物品・ゴミ等は、全てその日のうちにお持ち帰りください。広場内への廃棄は一切認めません。
- 丈の高い作物は、周辺の日照問題が発生するため、禁止します。
- 広場の設備及び工作物等を破損したときは、その損害額を弁償していただきます。
- 火気の使用は厳禁です。
- 作物・農具等が盗難等により損害が生じても市は責任を負いません。
- 作物の消毒を行う場合は隣接畑に影響を与えない範囲で行ってください。
- 正当な理由なく雑草の手入れ等適切な管理を怠り、又は広場の設置の趣旨に反した方は、翌年の利用申込みをお断りしますので申し添えます。
- 利用を辞退する場合は、速やかに区画を整地し、市役所にご連絡ください。

※以下の欄は記入しないでください

区画		受付番号		抽選	
----	--	------	--	----	--

記入例

市民憩いの広場利用申込書

令和 ○年 ○月 ○日

狭山市長

記入箇所

〒350-1305

(申込者) 住所 狭山市入間川1-1-1

フリガナ ヤマ タロウ

氏名 狭山 太郎

電話番号 04-1111-1111

下記の注意事項を遵守の上、市民憩いの広場（市民農園）の利用を申し込みます。

利用申込者	生年月日	昭和・平成	46年	1月	1日
	希望広場名	第1希望	北入曾	第2希望	南入曾第1
	現在利用中の区画 (継続利用の方)	広場名	北入曾	区画番号	10

広場一覧

広場名	場所
柏原	土橋バス停北
南入曾第1	新入曾橋東
南入曾第2	新入曾橋東

広場名	場所
北入曾	東亜DKK西
新狭山	新狭山小学校北
笹井	鷺宮製作所北

広場の利用に関する注意事項

- 下記のいずれかに該当し広場の利用を取り消されたときは、原状に戻していただきます。
 - 野菜の栽培以外に利用したとき。
 - 承認を受けた区画の手入れ（雑草）を1カ月以上放置したとき。
 - 広場内に工作物を造ったとき。
 - 他人の迷惑になる行為をしたとき。
 - 広場を転貸したとき。
 - 指定された区画からはみ出して耕作をしたとき。
 - 利用料を指定する期日までに納入しないとき。
 - その他市民憩いの広場の管理上支障があると認められるとき。
- 駐車場はありませんので、車での来場は禁止します。
- 作物の不要部分や耕作に要した物品・ゴミ等は、全てその日のうちにお持ち帰りください。広場内への廃棄は一切認めません。
- 丈の高い作物は、周辺の日照問題が発生するため、禁止します。
- 広場の設備及び工作物等を破損したときは、その損害額を弁償していただきます。
- 火気の使用は厳禁です。
- 作物・農具等が盗難等により損害が生じてても市は責任を負いません。
- 作物の消毒を行う場合は隣接畑に影響を与えない範囲で行ってください。
- 正当な理由なく雑草の手入れ等適切な管理を怠り、又は広場の設置の趣旨に反した方は、翌年の利用申込みをお断りしますので申し添えます。
- 利用を辞退する場合は、速やかに区画を整地し、市役所にご連絡ください。

※以下の欄は記入しないでください

区画		受付番号		抽選	
----	--	------	--	----	--